東京都北区協働地域づくり推進事業選定委員会設置要綱

1 9 北地地第 591 号 平成 19年 3月 2 3日区長決裁

(設置目的)

第1条 協働による地域づくり推進事業を厳正かつ適正に選定するため、北区 協働地域づくり推進事業選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。
 - (1)協働による地域づくり推進事業の選定及び評価基準の策定に関すること。
 - (2) 協働による地域づくり推進事業の評価に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。
- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 別表に掲げる団体から推薦される者 3名以内
- (3)公募委員 2名以内
- (4) 区職員 1名
- 2 委員のうち、前条に規定する事項について直接利害関係のある者は、その 審議に加わることができない。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員 長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の全員一致の議決により 非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、地域振興部地域振興課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月25日区長決裁25 北地地第1087号) この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

別表(第3条関係)

社会福祉法人北区社会福祉協議会

東京都北区町会自治会連合会

東京都北区NPO・ボランティアぷらざ を運営する団体